

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

一 職員が同一の子について育児休業をすることができる回数（1及び2に掲げる育児休業に係るものを除く。）を、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、二回以内とすること。（第三条第一項 関係）

1 子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして同法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しない職員を除く。）が当該子についてする育児休業（2に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目のもの

2 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該

職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任命権者を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

二 防衛省の職員への準用規定について、所要の改正を行うこと。（第二十七条第一項関係）

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正

行政執行法人の非常勤の職員について、介護休業の取得要件のうち、一年以上の雇用期間の要件を廃止すること。（附則第三条関係）

第三 その他

一 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第二の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。